

犯罪情報官 速報

災害に便乗した悪質商法にご用心!

過去の災害時には、災害に便乗した悪質な手口によるトラブルが発生しています。

悪質な商法には十分注意してください。



被災者を狙った事例

- 「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る。」などとウソの勧誘を行い、契約をさせる。
- 公的機関や電力会社などを装い、「無料点検に来ました。」と訪問し、「このまま放置すると雨漏りする。」などと言って不安をあおり、不必要な契約をさせる。
- ボランティアと称して「何か困っていることはありませんか。」「清掃に来ました。」などと訪問し、頼んだ後で法外な料金を請求。
- 被災家屋を訪問し、雨よけのブルーシートをかけた後、屋根工事を勧誘する。断ると、「ブルーシート代」の名目で高額な料金を請求。
- 「修理費用は、火災保険の保険料で全額払える。」などと言って屋根の修理契約をさせ、高額な手数料（又は解約料）を請求。

- ★ 契約をせまられてもすぐに決めないで。
- ★ 複数の業者から見積りを取り、家族と相談するなど慎重に検討を。
- ★ 「行政の補助金」「保険料」という言葉が出たら、その行政機関や保険会社に事実確認を。

相談窓口

- 悪質商法相談電話（県警本部） 082-221-4194
- 広島県生活センター 082-223-6111
- 消費者ホットライン 188（最寄りの消費生活センターにつながります）